

郡山市障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査実施要綱

令和3年3月12日制定
〔保健福祉部障がい福祉課〕

（目的）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号、以下「障害者総合支援法」という。）第51条の3、第51条の4、第51条の32、第51条の33の規定及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の27、第21条の5の28、第24条の39、第24条の40の規定並びに障害福祉サービス事業者に係る業務管理体制の監督について（平成24年3月30日障発0330第32号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別添障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査指針に基づき、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者（以下「障害福祉サービス事業者」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査について基本的事項を定めることにより、的確かつ効果的な検査の実施並びに均一な検査水準の確保を図ることを目的とする。

（検査の体制）

第2条 検査は保健福祉部障がい福祉課が実施する。

2 前項の検査の実施に当たっては、複数の検査担当職員で行うとともに、障がい福祉課長が必要と認めるときは、当該検査を関係部署と連携して実施するものとする。

（検査の対象者）

第3条 検査の対象者は、本市に業務管理体制の整備に関する届出を行った障害福祉サービス事業者とする。

（検査の種類）

第4条 検査の種類は、一般検査及び特別検査とする。

（一般検査の実施方法等）

第5条 一般検査は、業務管理体制の整備及びその運用状況を確認するため、おおむね6年に1回書面検査（文書の提出を求めることにより行う検査をいう。以下同じ。）を実施することとし、毎年度末までに翌年度の実施計画を策定し、当該検査対象障害福祉サービス事業者に対し示し、必要に応じて調整を図るものとする。

2 前項の書面検査により確認した内容に不備が認められた場合は、市長は、障害福祉サービス事業者に対して口頭又は書面による方法により改善を求めるものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、当該障害福祉サービス事業者の従業者に出頭を求め

ることができる。

3 前項の規定により改善を求めてもなお改善が見込まれないと認められる場合には、市長は当該障害福祉サービス事業者の本部等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証するものとする。

(特別検査の実施方法等)

第6条 特別検査は、障害者総合支援法第50条、第51条の29の規定並びに児童福祉法第21条の5の24、第24条の36に規定する指定取消相当の事案が発覚した場合に、当該障害福祉サービス事業者及び指定事業所等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証するとともに、当該事案への組織的関与の有無を検証するものとする。

(検査実施の通知)

第7条 検査の実施に当たっては、検査の対象となる障害福祉サービス事業者に対し、実施時期、検査担当者の氏名、その他必要な事項を通知するものとする。ただし、立ち入り検査を実施する場合において、実効性ある実態把握の観点から市長が必要と認める場合には、事業所等への立ち入りの際に通知するものとする。

(報告等)

第8条 検査終了後、検査担当者は検査結果について速やかに報告書を作成し、障がい福祉課長に報告するものとする。

(検査結果の通知)

第9条 検査の結果、次条に定める行政上の措置等に至らないで改善を要する事項については、文書により通知するものとし、改善の状況等について、期限を付して報告を求めるものとする。

(行政上の措置等)

第10条 市長は、検査の結果、次の行政上の措置をとる場合は、障害福祉サービス事業者に対し、期限を付して文書で通知するものとする。

(1) 勧告

厚生労働省で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備していないと認めるときは、障害福祉サービス事業者に対し、期限を定めてその是正を勧告することができる。なお、勧告を受けた障害福祉サービス事業者が期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(2) 命令

勧告を受けた障害福祉サービス事業所が、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、その措置をとるべきことを命ずることができる。なお、命令をしたときはその旨を公示しなければならない。また、命令に違反したときは、当該違反の内容を関係都道府県知事に通知しなければならない。

2 関係都道府県知事の求めに応じて立ち入り検査を実施した場合の結果は、文書で通知するものとする。なお、指定事業所等の指定取消が行われた不正事案への障害福祉サービス事業者の組織的関与の有無を検証した場合は、その結果を関係都道府県知事又は市町村長に対して

も文書で通知するものとする。

(情報管理)

第11条 検査担当職員は、検査等に関する情報を郡山市個人情報保護条例及び郡山市文書等取扱規程等に即して、検査及び指導監督の目的以外には使用しないよう適切に管理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、検査に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月12日から施行する。